

第9回当別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年1月29日（月）午後4時00分から午後4時23分

2 開催場所 当別町役場第2庁舎 2階会議室

3 出席委員（16人）

会長	16番	秋吉	稔	之
会長職務代理者	1番	青山	眞	士
	2番	古熊	健	一
	3番	高橋	毅	典
	4番	佐々木	彦	治
	5番	目黒	一	雄
	6番	泉	和	浩
	7番	佐々木	章	史
	8番	狩野	菊	恵
	9番	高野	秀	則
	10番	滝本	弘	
	11番	石田	秀	人
	12番	岸本	辰	彦
	13番	山田	裕	一
	14番	佐々木	靖	
	15番	湯浅	浩	道

4 欠席委員（0人）

5 農業委員会事務局職員

事務局長	野村	雅	史
事務局次長	浦島	卓	
事務局農地係長	作山	温	史
事務局総務係主査	春田	秀	彦
事務局農地係主任	瀬能	実	紀

6 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

日程第5 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第7 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第8 議案第3号 農用地利用集積計画の取消について

- 日程第9 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
 日程第10 議案第5号 買入協議の要請について
 日程第11 議案第6号 当別農業振興地域整備計画の変更について

7 会議の概要

議長	只今の出席委員16名、定足数に達していますので、第9回当別町農業委員会総会を開会します。議事日程ですが、お手元に配布しています日程表により、議事に入ります。
議長	日程第1、議事録署名委員の指名について、当別町農業委員会会議規則第12条の規定に基づき、議長から指名させていただくことで、ご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしの声がありましたので、3番 高橋委員 4番 佐々木彦治委員を指名します。
議長	日程第2、会期の決定について、本総会の会期を、本日1日間とすることで、ご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定しました。
議長	日程第3、諸般の報告について事務局から報告させます。
事務局	前回の総会終了後の会務報告を行います。 1月4日、令和6年度当別町新年交礼会が開催され、秋吉会長が出席しました。1月7日、令和6年当別町はたちのつどいが開催され、秋吉会長が出席しました。1月16日、17日、令和6年女性の委員登用促進研修会が東京で開催され、狩野委員が出席しました。総会終了後に狩野委員から報告をしていただきます。1月24日、令和5年度女性農業委員・農地利用最適化推進委員等活動強化研修会が札幌市第2水産ビルで開催され、秋吉会長、青山代理、狩野委員が出席しました。以上です。
議長	日程第4、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。 事務局から説明させます。
事務局	報告第1号「農地法第3条の3の規定による通知について」ご説明します。 今回、通知がありました、6件は、相続による所有権移転があり、農地

	法第3条の3の規定に基づく届出があったものです。以上です。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限があります。 番号1番から5番までの質疑を求める。
	(「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、番号1番から番号5番までは、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、番号1番から番号5番までは、原案のとおり承認することに決定しました。
議長	休憩します。
	休憩（古熊委員退席）
議長	再開します。番号6番の質疑を求める。
	(「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、番号6番は、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、番号6番は承認することに決定しました。 休憩します。
	休憩（古熊委員復席）
議長	再開します
議長	日程第5、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。 事務局から説明させます。
事務局	報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明します。 通知がありました7件は、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされており、賃貸借を解約した旨の通知があったものです。以上です。

議長	<p>説明が終わりましたので、質疑を求めます。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、報告第2号は承認することに決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	異議なしと認め、報告第2号は承認することに決定しました。
議長	<p>日程第5、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明させます。</p>
事務局	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。</p> <p>今回申請がありました番号1番、2番、規模拡大のため、贈与と賃貸借の設定をするものであります。番号3番、4番は、新たに法人を設立し、自身が代表を務める法人と自己所有及び親所有の間で賃貸借の設定をするものであります。</p> <p>この4件について、議案資料議案第1号関係の「農地法第3条の調査書」とおり、不許可の基準である農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすもの考えます。</p> <p>図面につきましては、議案資料をご高覧ください。以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので質疑を求めます。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、議案第1号について、原案のとおり許可することに決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	異議なしと認め、議案第1号について、原案のとおり許可することに決定しました。
議長	<p>日程第6、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明させます。</p>
事務局	番号1番について、申請者が共同住宅、駐車場などを設置するため、農地転用の許可を得ようとするものです。

	<p>許可の基準となる農地区分ですが、当別農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地とは定められていない農用地区域外農地であり、都市計画法に規定する用途地域が定められ、第2種中高層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当することから、転用の目的と農地の区分は問題ないものと考えます。</p> <p>第3種農地は、北海道農業会議の意見聴取は不要であることから、農地転用審査特別委員会での審議も省略しております。</p> <p>議案資料の議案第2号関係「農地法第4条調査書」及び図面をご高覧ください。以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、質疑を求めます。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、議案第2号について、原案のとおり許可することに決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第2号について、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第8、議案第3号「農用地利用集積計画の取消について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明させます。</p>
事務局	<p>議案第3号「農用地利用集積計画の取消について」ご説明します。</p> <p>令和5年1月26日の総会において、集積計画の決定をいたしました、本件につきまして、双方合意による取り下げのため、集積計画を取り消すものであります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので質疑を求めます。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、議案第3号について、取り消すことと決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第3号について、取り消すことに決定しました</p>
議長	<p>日程第9、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p>

	事務局から説明させます。
事務局	<p>議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」ご説明します。</p> <p>旧農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者から当別町に対し農用地利用集積計画作成の申出があり、町が作成した案について、当委員会の決定を求められているものです。</p> <p>今回の計画案は、所有権の移転をするものが4件、賃貸借の設定をするものが、8件です。</p> <p>これら12件について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件及びその内容に定められた要件を全て満たすものと考えます。</p> <p>計画地の図面につきましては、議案資料の議案第4号関係をご高覧ください。以上です。</p>
議長	休憩します。
	休憩
議長	<p>再開します。</p> <p>説明が終わりましたので質疑を求めますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限があります。</p> <p>番号1番から番号9番までの質疑を求めます、</p>
	(「質疑なし」の声あり)
議長	<p>質疑なしと認め、番号1番から番号9番までは、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
	(「異議なし」の声あり)
議長	<p>異議なしと認め、番号1番から番号9番までは、原案のとおり決定しました。</p> <p>休憩します。</p>
	休憩（泉委員退席）
議長	再開します。番号10番の質疑を求めます。
	(「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、番号10番は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、番号10番は原案のとおり決定しました。 休憩します。
	休憩（泉委員復席、目黒委員退席）
議長	再開します。番号11番、12番の質疑を求めます。
	(「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、番号11番、12番は原案のとおり決定してよろしい でしょうか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、番号11番、12番は原案のとおり決定しました。 休憩します。
	休憩（目黒委員復席）
議長	再開します。
議長	日程第10、議案第5号「買入協議の要請について」を議題とします。 事務局より説明させます。
事務局	議案第5号「買入協議の要請について」ご説明します。 今回、斡旋の申出がありました、4件について、旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項に規定する所有権移転のため斡旋を受けたい旨の申出により利用調整した結果、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が必要であるとの判断から、当別町に対し北海道農業公社への買入協議を行うよう要請してよろしいか、その可否について決定を求めるものです。 要請地の位置図、土地の表示につきましては、議案資料の議案第5号関係をご高覧ください。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。
	(「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、議案第5号は、原案のとおり要請することに決定して よろしいでしょうか。

	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり要請することに決定しました。
議長	日程第11、議案第6号「当別農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。事務局より説明させます。
事務局	<p>議案第6号「当別農業振興地域整備計画の変更について」ご説明します。</p> <p>当別農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において準用する第3条の2第1項の規定により、町から農業委員会の意見を求められているものです。</p> <p>今回の計画変更は、隣接する農用地とともに基盤整備を行うため農用地区域外から編入するもので、農地の利用関係の調整には支障がないものと考えます。</p> <p>申請地の位置図につきましては、議案資料の議案第6号関係をご高覧ください。以上です。</p>
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。
	(「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、議案第6号は、異存ない旨回答することで決定してよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、議案第6号は、異存ない旨回答することに決定しました。
議長	以上で、本日の日程はすべて終了しました。 これをもちまして、第9回当別町農業委員会総会を閉会します。